

事 務 連 絡

平成30年7月23日

平成30年7月26日別添を修正

中部近畿産業保安監督部保安課 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する
法律」第3条及び第4条に基づく措置について

平成30年7月に発生した「平成30年7月豪雨」について、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成8年法律第85号。以下「法」という。）第2条に基づき、「特定非常災害」として政令で指定されました。

これに伴い、別添のとおり、法第3条及び第4条に基づき、「ガス事業法」（昭和29年法律第51号）及び「特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律」（昭和54年法律第33号）における各種期限を延長する措置を行いますので、ご連絡致します。

なお、別添に掲げた項目以外について、措置の検討が必要なものがありましたら、随時下記の担当者までご連絡頂けますよう、お願いいたします。

<担当者の連絡先>

（部局）経済産業省産業保安グループガス安全室

（電話）03-3501-4032

（メール）toshi-gasanzenshitsu@meti.go.jp

事 務 連 絡

平成30年7月23日

平成30年7月26日別添を修正

中部近畿産業保安監督部近畿支部保安課 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」第3条及び第4条に基づく措置について

平成30年7月に発生した「平成30年7月豪雨」について、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成8年法律第85号。以下「法」という。）第2条に基づき、「特定非常災害」として政令で指定されました。

これに伴い、別添のとおり、法第3条及び第4条に基づき、「ガス事業法」（昭和29年法律第51号）及び「特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律」（昭和54年法律第33号）における各種期限を延長する措置を行いますので、ご連絡致します。

なお、別添に掲げた項目以外について、措置の検討が必要なものがありましたら、随時下記の担当者までご連絡頂けますよう、お願いいたします。

<担当者の連絡先>

（部局）経済産業省産業保安グループガス安全室

（電話）03-3501-4032

（メール）toshi-gasanzenshitsu@meti.go.jp

事 務 連 絡

平成30年7月23日

平成30年7月26日別添を修正

中国四国産業保安監督部保安課 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する
法律」第3条及び第4条に基づく措置について

平成30年7月に発生した「平成30年7月豪雨」について、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成8年法律第85号。以下「法」という。）第2条に基づき、「特定非常災害」として政令で指定されました。

これに伴い、別添のとおり、法第3条及び第4条に基づき、「ガス事業法」（昭和29年法律第51号）及び「特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律」（昭和54年法律第33号）における各種期限を延長する措置を行いますので、ご連絡致します。

なお、別添に掲げた項目以外について、措置の検討が必要なものがありましたら、随時下記の担当者までご連絡頂けますよう、お願いいたします。

<担当者の連絡先>

（部局）経済産業省産業保安グループガス安全室

（電話）03-3501-4032

（メール）toshi-gasanzenshitsu@meti.go.jp

事 務 連 絡

平成30年7月23日

平成30年7月26日別添を修正

中国四国産業保安監督部四国支部保安課 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する
法律」第3条及び第4条に基づく措置について

平成30年7月に発生した「平成30年7月豪雨」について、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成8年法律第85号。以下「法」という。）第2条に基づき、「特定非常災害」として政令で指定されました。

これに伴い、別添のとおり、法第3条及び第4条に基づき、「ガス事業法」（昭和29年法律第51号）及び「特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律」（昭和54年法律第33号）における各種期限を延長する措置を行いますので、ご連絡致します。

なお、別添に掲げた項目以外について、措置の検討が必要なものがありましたら、随時下記の担当者までご連絡頂けますよう、お願いいたします。

<担当者の連絡先>

（部局）経済産業省産業保安グループガス安全室

（電話）03-3501-4032

（メール）toshi-gasanzenshitsu@meti.go.jp

事 務 連 絡

平成30年7月23日

平成30年7月26日別添を修正

九州産業保安監督部保安課 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する
法律」第3条及び第4条に基づく措置について

平成30年7月に発生した「平成30年7月豪雨」について、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成8年法律第85号。以下「法」という。）第2条に基づき、「特定非常災害」として政令で指定されました。

これに伴い、別添のとおり、法第3条及び第4条に基づき、「ガス事業法」（昭和29年法律第51号）及び「特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律」（昭和54年法律第33号）における各種期限を延長する措置を行いますので、ご連絡致します。

なお、別添に掲げた項目以外について、措置の検討が必要なものがありましたら、随時下記の担当者までご連絡頂けますよう、お願いいたします。

<担当者の連絡先>

（部局）経済産業省産業保安グループガス安全室

（電話）03-3501-4032

（メール）toshi-gasanzenshitsu@meti.go.jp

別添の修正箇所（平成30年7月26日）

各項目共通

適用地域 愛媛県八幡浜市を追加

法第3条関係

ガス消費機器設置工事監督者の講習（再講習に限る）の期限延長

根拠法 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律第9条 等

→特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律第4条第2項 等

適用期間 平成30年10月31日まで → 平成30年11月30日まで

法第4条関係

漏えい検査の期限延長

ガス工作物の定期自主検査の実施時期延長

消費機器調査の期限延長

事故報告の期限延長

適用期間 平成30年10月31日まで → 平成30年9月28日まで

(別添)

■法第3条関係

措置名	ガス消費機器設置工事監督者の講習（再講習に限る）の期限延長
根拠法（条項）	●特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律第4条第2項等
現行法で定められた履行期限	ガス消費機器設置工事監督者が、資格証の交付を受けた日の属する年度の翌年度の開始日から3年
適用地域	<p>【岐阜県】 岐阜市、高山市、関市、中津川市、美濃市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡富加町、加茂郡川辺町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、大野郡白川村</p> <p>【京都府】 福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町</p> <p>【兵庫県】 姫路市、豊岡市、西脇市、篠山市、養父市、丹波市、朝来市、宍粟市、たつの市、多可郡多可町、神崎郡市川町、神崎郡神河町、赤穂郡上郡町、佐用郡佐用町、美方郡香美町</p> <p>【鳥取県】 鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町、西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町</p> <p>【島根県】 江津市、邑智郡川本町</p> <p>【岡山県】 岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、小田郡矢掛町、苫田郡鏡野町、英田郡西粟倉村、加賀</p>

	<p>郡吉備中央町</p> <p>【広島県】</p> <p>広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町</p> <p>【山口県】</p> <p>岩国市</p> <p>【愛媛県】</p> <p>今治市、宇和島市、大洲市、西予市、八幡浜市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町</p> <p>【高知県】</p> <p>安芸市、宿毛市、土佐清水市、香南市、長岡郡本山町、幡多郡大月町、幡多郡三原村</p> <p>【福岡県】</p> <p>飯塚市</p>
適用期間	<p>平成30年7月豪雨による災害に際し災害救助法（昭和22年法律第108号）が適用された日以降に更新期限を迎える者について、その期限を平成30年11月30日まで延長する。</p>
措置の内容	<p>特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律では、特定ガス消費機器に係る災害の発生を防止するため、ガス消費機器設置工事監督者に対し、所要の講習を定期的受講することを求めている。</p> <p>今般の平成30年7月豪雨の発生に伴い、被災者が、期限までに所要の講習を受講することができない場合が考えられることから、特例で期限を延長するもの。</p>
担当者連絡先	<p>(部局) 産業保安グループ ガス安全室</p> <p>(電話) 03-3501-4032</p> <p>(メール) toshi-gasanzenshitsu@meti.go.jp</p>

■法第 4 条関係

措 置 名	漏えい検査の期限延長
根拠法（条項）	●ガス事業法第 21 条第 1 項 等
現行法で定められた 履行期限	埋設の日以後 4 年に 1 回以上実施 等
適用地域	<p>【岐阜県】 岐阜市、高山市、関市、中津川市、美濃市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡富加町、加茂郡川辺町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、大野郡白川村</p> <p>【京都府】 福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町</p> <p>【兵庫県】 姫路市、豊岡市、西脇市、篠山市、養父市、丹波市、朝来市、宍粟市、たつの市、多可郡多可町、神崎郡市川町、神崎郡神河町、赤穂郡上郡町、佐用郡佐用町、美方郡香美町</p> <p>【鳥取県】 鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町、西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町</p> <p>【島根県】 江津市、邑智郡川本町</p> <p>【岡山県】 岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、小田郡矢掛町、苫田郡鏡野町、英田郡西粟倉村、加賀郡吉備中央町</p> <p>【広島県】</p>

	<p>広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町</p> <p>【山口県】</p> <p>岩国市</p> <p>【愛媛県】</p> <p>今治市、宇和島市、大洲市、西予市、八幡浜市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町</p> <p>【高知県】</p> <p>安芸市、宿毛市、土佐清水市、香南市、長岡郡本山町、幡多郡大月町、幡多郡三原村</p> <p>【福岡県】</p> <p>飯塚市</p>
適用期間	<p>平成30年7月豪雨による災害に際し災害救助法（昭和22年法律第108号）が適用された日以降に期限を迎える者について、その期限を平成30年9月28日まで延長する。</p>
措置の内容	<p>ガス事業法では、都市ガスに係る災害の発生を防止するため、設備の定期的な検査を求めている。</p> <p>今般の平成30年7月豪雨の発生に伴い、適用地域で被災したガス事業者が、上記法令に基づく漏えい検査を、期限内に実施することができない場合が考えられることから、特例で期限を延長するもの。</p>
担当者連絡先	<p>(部局) 産業保安グループ ガス安全室</p> <p>(電話) 03-3501-4032</p> <p>(メール) toshi-gasanzenshitsu@meti.go.jp</p>

■法第 4 条関係

措 置 名	ガス工作物の定期自主検査の実施時期延長
根拠法（条項）	●ガス事業法第 34 条 等
現行法で定められた 履行期限	3 7 月を超えない時期に実施 等
適用地域	<p>【岐阜県】</p> <p>岐阜市、高山市、関市、中津川市、美濃市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡富加町、加茂郡川辺町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、大野郡白川村</p> <p>【京都府】</p> <p>福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町</p> <p>【兵庫県】</p> <p>姫路市、豊岡市、西脇市、篠山市、養父市、丹波市、朝来市、宍粟市、たつの市、多可郡多可町、神崎郡市川町、神崎郡神河町、赤穂郡上郡町、佐用郡佐用町、美方郡香美町</p> <p>【鳥取県】</p> <p>鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町、西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町</p> <p>【島根県】</p> <p>江津市、邑智郡川本町</p> <p>【岡山県】</p> <p>岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、小田郡矢掛町、苫田郡鏡野町、英田郡西粟倉村、加賀郡吉備中央町</p> <p>【広島県】</p>

	<p>広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町</p> <p>【山口県】</p> <p>岩国市</p> <p>【愛媛県】</p> <p>今治市、宇和島市、大洲市、西予市、八幡浜市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町</p> <p>【高知県】</p> <p>安芸市、宿毛市、土佐清水市、香南市、長岡郡本山町、幡多郡大月町、幡多郡三原村</p> <p>【福岡県】</p> <p>飯塚市</p>
適用期間	<p>平成30年7月豪雨による災害に際し災害救助法（昭和22年法律第108号）が適用された日以降に期限を迎える者について、その期限を平成30年9月28日まで延長する。</p>
措置の内容	<p>ガス事業法では、都市ガスに係る災害の発生を防止するため、ガス工作物の定期自主検査を求めている。</p> <p>今般の平成30年7月豪雨の発生に伴い、適用地域で被災したガス事業者が、上記法令に基づく検査を、期限内に実施することができない場合が考えられることから、特例で期限を延長するもの。</p>
担当者連絡先	<p>(部局) 産業保安グループ ガス安全室</p> <p>(電話) 03-3501-4032</p> <p>(メール) toshi-gasanzenshitsu@meti.go.jp</p>

■法第 4 条関係

措 置 名	消費機器調査の期限延長
根拠法（条項）	●ガス事業法第 159 条第 2 項 等
現行法で定められた 履行期限	4 年に 1 回以上実施 等
適用地域	<p>【岐阜県】 岐阜市、高山市、関市、中津川市、美濃市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡富加町、加茂郡川辺町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、大野郡白川村</p> <p>【京都府】 福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町</p> <p>【兵庫県】 姫路市、豊岡市、西脇市、篠山市、養父市、丹波市、朝来市、宍粟市、たつの市、多可郡多可町、神崎郡市川町、神崎郡神河町、赤穂郡上郡町、佐用郡佐用町、美方郡香美町</p> <p>【鳥取県】 鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町、西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町</p> <p>【島根県】 江津市、邑智郡川本町</p> <p>【岡山県】 岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、小田郡矢掛町、苫田郡鏡野町、英田郡西粟倉村、加賀郡吉備中央町</p> <p>【広島県】</p>

	<p>広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町</p> <p>【山口県】</p> <p>岩国市</p> <p>【愛媛県】</p> <p>今治市、宇和島市、大洲市、西予市、八幡浜市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町</p> <p>【高知県】</p> <p>安芸市、宿毛市、土佐清水市、香南市、長岡郡本山町、幡多郡大月町、幡多郡三原村</p> <p>【福岡県】</p> <p>飯塚市</p>
適用期間	<p>平成30年7月豪雨による災害に際し災害救助法（昭和22年法律第108号）が適用された日以降に期限を迎える者について、その期限を平成30年9月28日まで延長する。</p>
措置の内容	<p>ガス事業法では、都市ガスに係る災害の発生を防止するため、消費機器の定期的な調査を求めている。</p> <p>今般の平成30年7月豪雨の発生に伴い、適用地域で被災したガス事業者が、上記法令に基づく消費機器調査を、期限内に実施することができない場合が考えられることから、特例で期限を延長するもの。</p>
担当者連絡先	<p>(部局) 産業保安グループ ガス安全室</p> <p>(電話) 03-3501-4032</p> <p>(メール) toshi-gasanzenshitsu@meti.go.jp</p>

■法第 4 条関係

措 置 名	事故報告の期限延長
根拠法（条項）	● ガス事業法第 171 条、ガス関係報告規則第 4 条 等
現行法で定められた 履行期限	事故が発生した日から起算して 30 日以内
適用地域	<p>【岐阜県】 岐阜市、高山市、関市、中津川市、美濃市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡富加町、加茂郡川辺町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、大野郡白川村</p> <p>【京都府】 福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町</p> <p>【兵庫県】 姫路市、豊岡市、西脇市、篠山市、養父市、丹波市、朝来市、宍粟市、たつの市、多可郡多可町、神崎郡市川町、神崎郡神河町、赤穂郡上郡町、佐用郡佐用町、美方郡香美町</p> <p>【鳥取県】 鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町、西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町</p> <p>【島根県】 江津市、邑智郡川本町</p> <p>【岡山県】 岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、小田郡矢掛町、苫田郡鏡野町、英田郡西栗倉村、加賀郡吉備中央町</p> <p>【広島県】</p>

	<p>広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町</p> <p>【山口県】</p> <p>岩国市</p> <p>【愛媛県】</p> <p>今治市、宇和島市、大洲市、西予市、八幡浜市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町</p> <p>【高知県】</p> <p>安芸市、宿毛市、土佐清水市、香南市、長岡郡本山町、幡多郡大月町、幡多郡三原村</p> <p>【福岡県】</p> <p>飯塚市</p>
適用期間	<p>平成30年7月豪雨による災害に際し災害救助法（昭和22年法律第108号）が適用された日以降に期限を迎える者について、その期限を平成30年9月28日まで延長する。</p>
措置の内容	<p>ガス事業法では、都市ガスに係る事故の発生をガス事業者が覚知した際における事故報告を求めている。</p> <p>今般の平成30年7月豪雨の発生に伴い、被災者が、期限までに事故報告を提出することができない場合が考えられることから、特例で期限を延長するもの。</p>
担当者連絡先	<p>(部局) 産業保安グループ ガス安全室</p> <p>(電話) 03-3501-4032</p> <p>(メール) toshi-gasanzenshitsu@meti.go.jp</p>